

発議第5号

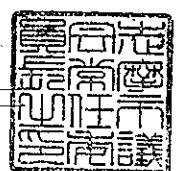
「防災対策の充実」を求める意見書

上記議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項、及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年9月29日提出

志摩市議会議長 金子研世様

提出者 志摩市議会教育厚生常任委員会  
委員長 松井研



## 「防災対策の充実」を求める意見書

志摩市においては、発生が危惧されている南海トラフ地震が発生した場合、志摩市が作成した津波ハザードマップ（令和3年3月更新）によると、避難行動が困難となる「津波浸水深30cm」の到達時間は、最短8分（大王町名田）、居住地域における地区の最大津波高26m（志摩町越賀）という津波の襲来が予想されています。

2023年7月現在、志摩市では津波避難所として13校中10校（小学校6校：うち1校は福祉避難所、中学校4校）が指定され、風水害避難所としては13校すべてが指定避難所となっています。避難所における防災関係施設・整備などについては、年々対策をすすめていますが、自家発電設備や屋内運動場の多目的トイレの設置などまだまだ不十分なものもあり、今後も継続した対応が必要です。

また、13校中3校（志摩小学校、志摩中学校、浜島中学校）が津波浸水想定区域内に立地している現状があります。2015年に津波対策のための不適格改築事業の拡充がおこなわれましたが、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にもすすんでおらず、支援制度の活用が難しい状況です。津波浸水想定区域内にある学校において高台移転や高層化等を計画した際に補助要件を緩和したり、用地取得費や土地の造成費を補助対象に含めるといった補助対象を拡大したりする等、支援制度の更なる拡充を強く望みます。

さらに、災害や新たな感染症は、いつ発生するかわかりません。感染症対策に配慮した避難所開設・運営をおこなうにあたり、施設やスペース、資材、人材を十分に確保することが必要です。また、災害発生時における多様な性やプライバシーに関する課題、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児等への配慮等、改善すべき課題は山積しています。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考え方のもと、国の責任において、安心して被災者が避難できるよう、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

よって、本市議会は、このような状況を十分に認識していただき、防災対策の充実を強く要望します。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月29日

志摩市議会議長 金子 研世

衆議院議長 細田 博之 様  
参議院議長 尾辻 秀久 様  
内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
総務大臣 鈴木 淳司 様  
財務大臣 鈴木 俊一 様  
文部科学大臣 盛山 正仁 様